

第十管区水路通報

第 11 号

- ・ [第 141項 九州西岸 — 三角港 浮棧橋復旧工事](#)
- ・ [第 142項 九州西岸 — 熊本港 護岸修復工事実施](#)
- ・ [第 143項 九州東岸 — 細島港 航泊禁止区域期間延長](#)
- ・ [第 144項 九州南岸 — 鹿児島港、外港及び付近 ヨットレース](#)
- ・ [第 145項 九州南岸 — 鹿児島港、新港区付近 消波ブロック存在](#)

★30年141項 九州西岸 — 三角港 浮棧橋復旧工事

起重機船による浮棧橋据付工事が実施される。

期 間	平成30年3月12日～23日、0800～1700
区 域	32-36-23.5N 130-28-19.9E 付近
備 考	潜水作業中、国際信号旗「A」旗を掲揚 付近に警戒船を配置
海 図	W 1 9 4
出 所	熊本海上保安部

★30年142項 九州西岸 — 熊本港 護岸修復工事実施

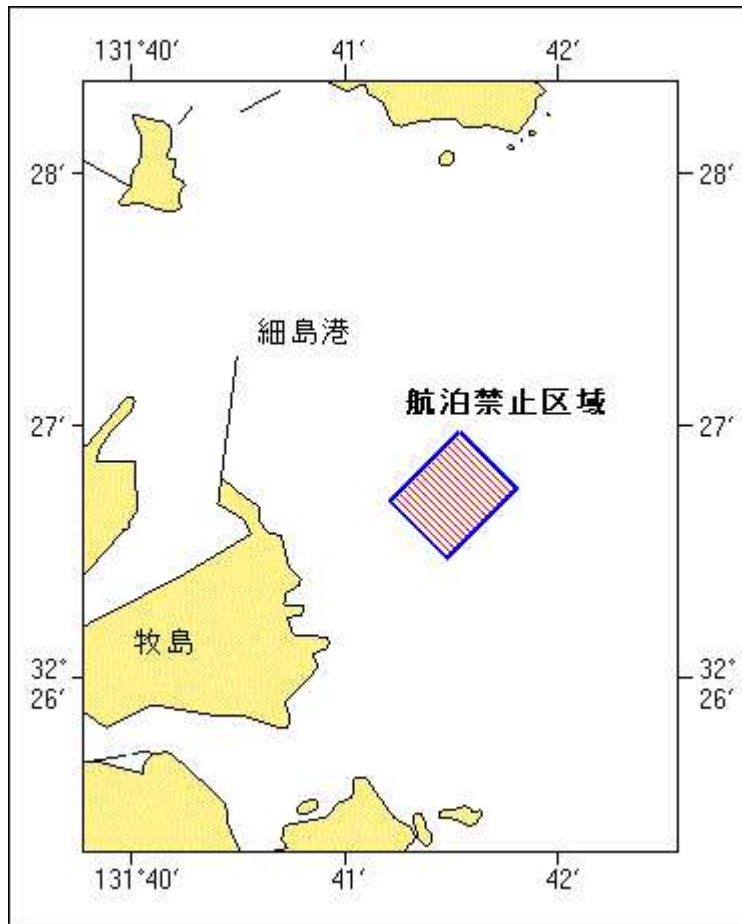
作業船による護岸修復工事が実施される。

期 間	平成30年3月15日～23日、昼夜間
区 域	32-45-45.5N 130-35-20.0E 付近
備 考	潜水作業中、国際信号旗「A」旗を掲揚
海 図	W 1 7 1
出 所	熊本海上保安部

★30年143項 九州東岸 — 細島港 航泊禁止区域期間延長

(十管区水路通報29年44号626項削除)
南沖防波堤の築造工事に伴い、航泊禁止区域が期間を延長して設定されている。

期 間	平成30年6月30日まで
区 域	4地点で囲まれる区域 (1) 32-26-58.8N 131-41-32.2E (2) 32-26-45.3N 131-41-48.2E (3) 32-26-28.7N 131-41-28.6E (4) 32-26-42.2N 131-41-12.6E
備 考	上記 (1)～(4) 地点に工事区域を示す簡易灯付浮標(黄色)を設置 付近に警戒船を配置 潜水作業中、国際信号旗「A」旗を掲揚
海 図	W 1 2 2 3
出 所	細島港長公示第7号



★30年144項 九州南岸 — 鹿児島港、外港及び付近 ヨットレース

ヨットレースが実施される。

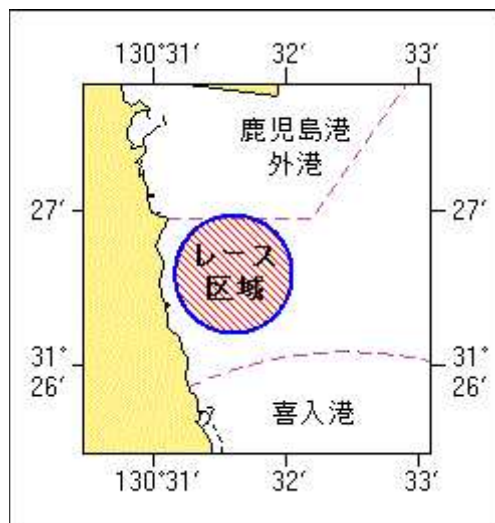
期 間 平成30年3月21日、1300~1700
22~24日、0900~1700
25日、0900~1500

区 域 31-26-35.8N 130-31-36.2E を中心とする半径700mの円内

備 考 付近に警戒船を配置

海 図 W214B-JP214B-W1248-JP1248-W221-JP221

出 所 鹿児島港長



★30年145項 九州南岸 — 鹿児島港、新港区付近 消波ブロック存在

消波ブロックが存在している。

- 区域 3地点及び岸線で囲まれる区域
- (1) 31-34-54.2N 130-34-15.5E
 - (2) 31-34-54.0N 130-34-16.0E
 - (3) 31-34-51.5N 130-34-14.4E

海図 W214A
出所 十本部海洋情報部

